

## 令和5年度奈良県立特別支援学校幼稚部・高等部等入学者 選 抜 ・ 選 考 実 施 要 項

令和5年度奈良県立特別支援学校入学者選抜・選考を実施する学校の対象障害種別、部及び科、学科、通学区域又は対象者は、次のとおりです。

| 学 校 名       | 対象<br>障害種別 | 部及び科   | 学科                      | 通学区域又は対象者   | 掲 載<br>ページ |
|-------------|------------|--------|-------------------------|---|------------|
| 奈良県立高等養護学校  | 知的障害       | 高 等 部  | 産業科                     | 奈良県の全域  | 1          |
| 奈良県立盲学校     | 視覚障害       | 幼 稚 部  | /                       | 奈良県の全域  | 4          |
|             |            | 高 等 部  | 普通科<br>保健理療科            | 奈良県の全域  |            |
|             |            | 高等部専攻科 | 理療科                     |   |            |
| 奈良県立ろう学校    | 聴覚障害       | 幼 稚 部  | /                       | 奈良県の全域  | 7          |
|             |            | 高 等 部  | 普通科<br>産業システム科<br>生活情報科 | 奈良県の全域  |            |
| 奈良県立明日香養護学校 | 病 弱        | 高 等 部  | 普通科                     | 奈良県の全域  | 10         |
|             | 肢体不自由      | 高 等 部  | 普通科                     | 大和高田市、橿原市、桜井市、五條市、御所市、香芝市、葛城市、宇陀市、磯城郡、宇陀郡、高市郡、北葛城郡（上牧町及び広陵町）及び吉野郡 | 13         |

|             |      |       |     |   |    |
|-------------|------|-------|-----|---|----|
| 奈良県立奈良養護学校  | 病 弱  | 高 等 部 | 普通科 | 独立行政法人国立病院機構奈良医療センター、重症心身障害児学園・病院「バルツァ・ゴードル」又は重症心身障害児施設「東大寺光明園」に入院又は入園中の者 | 10 |
|             | 肢不自由 | 高 等 部 | 普通科 | 奈良市、大和郡山市、天理市、生駒市、山辺郡、生駒郡及び北葛城郡（王寺町及び河合町）                                 | 13 |
| 奈良県立奈良東養護学校 | 知的障害 | 高 等 部 | 産業科 | 奈良市のうち春日、三笠、若草、都南、田原、興東館柳生、京西、飛鳥、都跡及び月ヶ瀬の各中学校の通学区域、大和郡山市                  | 16 |
| 奈良県立奈良西養護学校 | 知的障害 | 高 等 部 | 産業科 | 奈良市のうち伏見、富雄、登美ヶ丘、平城、平城西、二名、富雄南、富雄第三、登美ヶ丘北及び平城東の各中学校の通学区域、生駒市              |    |
| 奈良県立二階堂養護学校 | 知的障害 | 高 等 部 | 産業科 | 天理市、桜井市、宇陀市、山辺郡、磯城郡、宇陀郡及び奈良市のうち都祁中学校の通学区域                                 |    |
| 奈良県立西和養護学校  | 知的障害 | 高 等 部 | 産業科 | 大和高田市、香芝市、生駒郡及び北葛城郡   |    |
| 奈良県立大淀養護学校  | 知的障害 | 高 等 部 | 産業科 | 橿原市、五條市、御所市、葛城市、高市郡及び吉野郡  |    |

# 令和5年度奈良県立高等養護学校入学者 選 抜 実 施 要 項

令和5年度奈良県立高等養護学校の第1学年入学者の募集及び選抜は、この要項に基づいて実施します。

## 1 応 募 資 格

- (1) 自力通学ができる等一定の社会的適応力を有する知的障害者で、保護者とともに奈良県内に居住する者又は特別の事情がある者のうち、次のアからウまでのいずれかに該当するもの
- ア 特別支援学校中学部、中学校若しくは義務教育学校を卒業した者又は令和5年3月卒業見込みの者
  - イ 中等教育学校前期課程を修了（以下「卒業」に含めます。）した者又は令和5年3月卒業見込みの者
  - ウ 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第95条各号のいずれかに該当する者
- (2) (1)の「特別の事情がある者」とは、次のア又はイのいずれかに該当する者であって、奈良県教育委員会教育長に入学志願許可申請を行い、その承認を受けたもののことをいいます。
- ア 出願当時は奈良県外に居住しているが、入学時には奈良県内に居住することが確実である者
  - イ その他やむを得ない事情がある者

## 2 募 集 学 科

産業科

## 3 募 集 人 員

72人

## 4 出 願 手 続

- (1) 入学願書受付期間は、次のとおりです。
- 令和5年1月10日（火）及び同月11日（水）の午前9時から午後4時まで
- (2) 志願者は、卒業した学校又は在学している学校の校長を経て、次のアからウまでを高等養護学校長に提出してください。
- ア 入学願書（別に定める用紙）
  - イ 調査書（奈良県立高等養護学校が定める用紙）  
卒業した学校又は在学している学校の校長が作成してください。
  - ウ 返信用封筒1通（結果の通知に使用します。特定記録郵便とし、長形3号12.0cm×23.5cmの封筒に254円分の切手を貼り、保護者又は本人の宛先を明記したもの）

- (3) 出願書類の交付期間は、次のとおりです。

令和4年12月14日（水）から同月16日（金）までの午前9時から午後4時まで  
郵送を希望する場合は、生徒1人につき返信用封筒（角形2号24.0cm×33.2cmに140円分の切手を貼り、保護者又は本人の宛先を明記したもの。）を同封して、奈良県立高等養護学校に請求してください。

- (4) 出願書類の提出先は、次のとおりです。

奈良県立高等養護学校  
〒636-0344 磯城郡田原本町大字宮森34番地の1  
TEL 0744-33-2626

- (5) 入学相談

出願を希望する者は、必ず奈良県立高等養護学校の入学相談を受けてください。

実施期間は、令和4年7月21日（木）から同月28日（木）までです。

※ 既に申し込んでいる場合は、再度申し込む必要はありません。

詳細については、奈良県立高等養護学校に問い合わせてください。

- (6) 備考

やむを得ない事由により入学相談を受けていない者は、令和4年12月2日（金）までに当該者が在籍する学校の校長から奈良県教育委員会教育長に入学志願許可申請を行ってください。事由について審議した後、学校長に連絡します。

## 5 入学者の選抜

- (1) 期 日

令和5年1月19日（木） 午前8時30分から正午まで

- (2) 実施内容

ア 国語及び数学の学力検査

イ 実技検査

- (3) 選抜の方法

各検査の結果及び受検者の障害等の状態、適性等を総合的に審査し、奈良県立高等養護学校長が選抜します。

- (4) 備考

実施の詳細は、奈良県立高等養護学校長が別に定めます。

## 6 合格発表

令和5年1月26日（木）に、選抜の結果を保護者又は本人宛てに発送します。

## 7 その他

- (1) 特別支援学校高等部又は高等学校（高等専門学校及び中等教育学校後期課程を含みます。）に在籍している者は、出願できません。

- (2) 選抜の結果、入学許可候補者となった者は、奈良県立特別支援学校高等部又は奈良県内の公立高等学校への出願はできません。
- (3) 令和5年度の入学者は、第2学年から職業に関するコースに応じて本校及び高等学校における分教室で学習します（分教室を設置している高等学校は、奈良県立高円・高円芸術高等学校、奈良県立二階堂高等学校、奈良県立山辺高等学校です。ただし、令和4年度の入学者より山辺分教室の受入は行っておりません。）。
- (4) この要項で定めるもののほか、必要な事項は別に定めます。

# 令和5年度奈良県立盲学校幼稚部・高等部等入学者 選考実施要項

令和5年度奈良県立盲学校幼稚部、高等部第1学年及び高等部専攻科第1学年入学者の募集及び選考は、この要項に基づいて実施します。

## 1 応募資格

(1) 障害の程度が学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第22条の3の表「視覚障害者」の項に規定する程度であって、保護者とともに奈良県内に居住する者又は特別の事情がある者のうち、幼稚部はアに、高等部はイの①から③までのいずれかに、高等部専攻科はウの①から③までのいずれかに該当するもの

ア 幼稚部 平成29年4月2日から令和2年4月1日までに出生した者

イ 高等部（普通科及び保健医療科）

① 特別支援学校中学部、中学校若しくは義務教育学校を卒業した者又は令和5年3月卒業見込みの者

② 中等教育学校前期課程を修了（以下「卒業」に含めます。）した者又は令和5年3月卒業見込みの者

③ 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第95条各号のいずれかに該当する者

ウ 高等部専攻科（医療科）

① 特別支援学校高等部若しくは高等学校を卒業した者又は令和5年3月卒業見込みの者

② 中等教育学校を卒業した者又は令和5年3月卒業見込みの者

③ 学校教育法施行規則第150条各号のいずれかに該当する者

(2) (1)の「特別の事情がある者」とは、次のア又はイのいずれかに該当する者であって、奈良県教育委員会教育長に入学志願許可申請を行い、その承認を受けたもののことをいいます。

ア 出願当時は奈良県外に居住しているが、入学時には奈良県内に居住することが確実である者

イ その他やむを得ない事情がある者

## 2 募集する部、科及び学科

幼稚部、高等部（普通科及び保健医療科）及び高等部専攻科（医療科）

## 3 募集人員

募集人員は「令和5年度奈良県立特別支援学校幼稚部・高等部等入学者募集人員」に定めま  
す。

## 4 出願手続

(1) 入学願書受付期間は、次のとおりです。

- ア 幼稚部 令和5年3月1日（水）から同月3日（金）までの午前9時から午後4時まで
- イ 高等部及び高等部専攻科 令和5年2月16日（木）、同月17日（金）、同月20日（月）から同月22日（水）まで、同月24日（金）及び同月27日（月）の午前9時から午後4時まで

(2) 志願者は、幼稚部については直接、高等部及び高等部専攻科については卒業した学校又は在学している学校の校長を経て、次のアからウまでを盲学校長に提出してください。

- ア 入学願書（別に定める用紙）
- イ 眼科医の診断書（奈良県立盲学校で定める用紙又はそれに準じた診断書）
- ウ 調査書（奈良県立盲学校で定める用紙、高等部及び高等部専攻科出願者のみ）  
卒業した学校又は在学している学校の校長が作成してください。ただし、平成29年3月以前の卒業者については、調査書に代えて卒業証明書を提出してください。

(3) 出願書類の交付期間は、次のとおりです。

- ア 幼稚部 令和5年1月18日（水）から同年3月3日（金）まで（日曜日、土曜日及び祝日を除きます。）の午前9時から午後4時まで
- イ 高等部及び高等部専攻科 令和5年1月18日（水）から同月20日（金）まで、同年2月14日（火）及び同月15日（水）の午前9時から午後4時まで

（注）出願書類は、奈良県立盲学校で交付します。郵送を希望する場合は、返信用封筒（長形3号12.0cm×23.5cmに94円分の切手を貼り、保護者又は本人の宛先を明記したもの）を同封して、奈良県立盲学校に請求してください。

(4) 出願書類の提出先は、次のとおりです。

奈良県立盲学校 〒639-1122 大和郡山市丹後庄町222-1

(5) 入学相談

出願を希望する者は、必ず奈良県立盲学校の入学相談を受けてください。

## 5 入学者の選考

(1) 期 日

- ア 幼稚部 令和5年3月10日（金） 午後1時40分から午後3時まで
- イ 高等部及び高等部専攻科 令和5年3月10日（金） 午前8時30分から午後3時30分まで

(2) 実施内容

- ア 視力検査
- イ 行動観察（幼稚部のみ）
- ウ 学力検査等（高等部及び高等部専攻科のみ）

① 高等部普通科は、国語、社会、数学、理科及び英語の5教科の検査です。

② 高等部保健理療科及び高等部専攻科理療科は、小論文、適性検査及び機能検査です。

エ 面接

(3) 備考

実施の詳細は、奈良県立盲学校長が別に定めます。

## 6 選考結果

令和5年3月16日（木）に、選考の結果を保護者又は本人宛てに発送します。

## 7 その他

- (1) 高等部については、特別支援学校高等部又は高等学校（高等専門学校及び中等教育学校後期課程を含みます。）に在籍している者は、出願できません。
- (2) 奈良県立特別支援学校高等部（奈良県立高等養護学校は除きます。）に出願した者は、他の奈良県立特別支援学校高等部又は奈良県内の公立高等学校へ出願することはできません。
- (3) この要項で定めるもののほか、必要な事項は別に定めます。



# 令和5年度奈良県立ろう学校幼稚部・高等部入学者 選考実施要項

令和5年度奈良県立ろう学校幼稚部及び高等部第1学年入学者の募集及び選考は、この要項に基づいて実施します。

## 1 応募資格

- (1) 障害の程度が学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第22条の3の表「聴覚障害者」の項に規定する程度であって、保護者とともに奈良県内に居住する者又は特別の事情がある者のうち、幼稚部はアに、高等部はイの①から③までのいずれかに該当するもの

ア 幼稚部 平成29年4月2日から令和2年4月1日までに出生した者

イ 高等部（普通科、産業システム科及び生活情報科）

① 特別支援学校中学部、中学校若しくは義務教育学校を卒業した者又は令和5年3月卒業見込みの者

② 中等教育学校前期課程を修了（以下「卒業」に含めます。）した者又は令和5年3月卒業見込みの者

③ 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第95条各号のいずれかに該当する者

- (2) (1)の「特別の事情がある者」とは、次のア又はイのいずれかに該当する者であって、奈良県教育委員会教育長に入学志願許可申請を行い、その承認を受けたもののことをいいます。

ア 出願当時は奈良県外に居住しているが、入学時には奈良県内に居住することが確実にある者

イ その他やむを得ない事情がある者

## 2 募集する部及び学科

幼稚部及び高等部（普通科、産業システム科及び生活情報科）

## 3 募集人員

募集人員は「令和5年度奈良県立特別支援学校幼稚部・高等部等入学者募集人員」に定めま

## 4 出願手続

- (1) 入学願書受付期間は、次のとおりです。

ア 幼稚部 令和5年3月1日（水）から同月3日（金）までの午前9時から午後4時まで

イ 高等部 令和5年2月16日（木）、同月17日（金）、同月20日（月）から同月22日（水）まで、同月24日（金）及び同月27日（月）の午前9時から午後4時まで

- (2) 志願者は、幼稚部については直接、高等部については卒業した学校又は在学している学校

の校長を経て、次のア及びイをろう学校長に提出してください。

ア 入学願書（別に定める用紙）

イ 調査書（奈良県立ろう学校で定める用紙）

幼稚園への出願者については、保護者が作成してください。

高等部への出願者については、卒業した学校又は在学している学校の校長が作成してください。

(3) 出願書類の交付期間は、次のとおりです。

ア 幼稚部 令和5年1月18日（水）から同年3月3日（金）まで（日曜日、土曜日及び祝日を除きます。）の午前9時から午後4時まで

イ 高等部 令和5年1月18日（水）から同月20日（金）まで、同年2月14日（火）及び同月15日（水）の午前9時から午後4時まで

（注）出願書類は、奈良県立ろう学校で交付します。郵送を希望する場合は、返信用封筒（長形3号12.0cm×23.5cmに94円分の切手を貼り、保護者又は本人の宛先を明記したものを）を同封して、奈良県立ろう学校に請求してください。

(4) 出願書類の提出先は、次のとおりです。

奈良県立ろう学校 〒639-1122 大和郡山市丹後庄町456

(5) 入学相談

出願を希望する者は、必ず奈良県立ろう学校の入学相談を受けてください。

## 5 入学者の選考

(1) 期 日

ア 幼稚部 令和5年3月10日（金） 午前10時から午前11時30分まで

イ 高等部 令和5年3月10日（金） 午前8時45分から午後4時まで

(2) 実施内容

ア 行動観察（幼稚部のみ）

イ 学力検査（高等部のみ）

学力検査は、国語、社会、数学、理科及び英語の5教科の検査です。

(3) 備 考

実施の詳細は、奈良県立ろう学校長が別に定めます。

## 6 選 考 結 果

令和5年3月16日（木）に、選考の結果を保護者又は本人宛てに発送します。

## 7 そ の 他

(1) 特別支援学校高等部又は高等学校（高等専門学校及び中等教育学校後期課程を含みます。）に在籍している者は、出願できません。

(2) 奈良県立特別支援学校高等部（奈良県立高等養護学校は除きます。）に出願した者は、他

の奈良県立特別支援学校高等部又は奈良県内の公立高等学校へ出願することはできません。

(3) この要項で定めるもののほか、必要な事項は別に定めます。

# 令和5年度奈良県立特別支援学校（病弱）高等部入学者 選考実施要項

令和5年度奈良県立明日香養護学校（病弱）及び奈良県立奈良養護学校（病弱）高等部第1学年入学者の募集及び選考は、この要項に基づいて実施します。

## 1 応募資格

(1) 障害の程度が学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第22条の3の表「病弱者」の項に規定する程度であって、保護者とともになら県内に居住する者又は特別の事情がある者のうち、次のアからウまでのいずれかに該当するもの

ア 特別支援学校中学部、中学校若しくは義務教育学校を卒業した者又は令和5年3月卒業見込みの者

イ 中等教育学校前期課程を修了（以下「卒業」に含めます。）した者又は令和5年3月卒業見込みの者

ウ 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第95条各号のいずれかに該当する者

(2) 各特別支援学校の対象者は、次のとおりです。

ア 奈良県立明日香養護学校：学校への単独通学又は保護者による送迎が可能である者

イ 奈良県立奈良養護学校：独立行政法人国立病院機構奈良医療センター、重症心身障害児学園・病院「バルツァ・ゴードル」又は重症心身障害児施設「東大寺光明園」に入院又は入園中の者

(3) (1)の「特別の事情がある者」とは、次のアからオまでのいずれかに該当する者であって、奈良県教育委員会教育長に入学志願許可申請を行い、その承認を受けたもののことをいいます。

ア 出願当時は奈良県外に居住しているが、入学時には奈良県内に居住することが確実である者

イ 出願当時は独立行政法人国立病院機構奈良医療センターに入院していないが、入学時には入院することが確実な者

ウ 出願当時は重症心身障害児学園・病院「バルツァ・ゴードル」に入園していないが、入学時には入園することが確実な者

エ 出願当時は重症心身障害児施設「東大寺光明園」に入園していないが、入学時には入園することが確実な者

オ その他やむを得ない事情がある者

## 2 募集する学科

普通科

### 3 募 集 人 員

募集人員は「令和5年度奈良県立特別支援学校幼稚部・高等部等入学者募集人員」に定めま  
す。

### 4 出 願 手 続

- (1) 入学願書受付期間は、次のとおりです。

令和5年2月16日（木）、同月17日（金）、同月20日（月）から同月22日（水）まで、同  
月24日（金）及び同月27日（月）の午前9時から午後4時まで

- (2) 志願者は、卒業した学校又は在学している学校の校長を経て、次のアからエまでを出願す  
る特別支援学校長に提出してください。

ア 入学願書（別に定める用紙）

イ 調査書（出願する学校で定める用紙）

卒業した学校又は在学している学校の校長が作成してください。

ウ 診断書（奈良県立明日香養護学校への出願者のみ）

エ 独立行政法人国立病院機構奈良医療センターの入院証明書若しくは入院予定証明書、重  
症心身障害児学園・病院「バルツァ・ゴードル」の入園証明書若しくは入園見込証明書又  
は重症心身障害児施設「東大寺光明園」の入園証明書若しくは入園見込証明書（奈良県立  
奈良養護学校への出願者のみ）

- (3) 出願書類の交付期間は、次のとおりです。

令和5年1月18日（水）から同月20日（金）まで、同年2月14日（火）及び同月15日（水）  
の午前9時から午後4時まで

（注）出願書類は、出願する学校で交付します。郵送を希望する場合は、返信用封筒（長形  
3号12.0cm×23.5cmに94円分の切手を貼り、保護者又は本人の宛先を明記したもの）を  
同封して、請求してください。

- (4) 出願書類の提出先は、次のとおりです。

奈良県立明日香養護学校 〒634-0141 高市郡明日香村大字川原410番地

奈良県立奈良養護学校 〒630-8051 奈良市七条町135番地

- (5) 入学相談

出願を希望する者は、必ず出願する学校の入学相談を受けてください。

### 5 入 学 者 の 選 考

- (1) 期 日

令和5年3月10日（金） 午前9時から午後4時まで

- (2) 実施内容

ア 学力検査（奈良県立明日香養護学校のみ）

学力検査は、国語、社会、数学、理科及び英語の5教科の検査です。

## イ 面接

### (3) 備考

実施の詳細は、各特別支援学校長が別に定めます。

## 6 選考結果

令和5年3月16日（木）に、選考の結果を保護者又は本人宛てに発送します。

## 7 その他

- (1) 特別支援学校高等部又は高等学校（高等専門学校及び中等教育学校後期課程を含みます。）に在籍している者は、出願できません。
- (2) 奈良県立特別支援学校高等部（奈良県立高等養護学校は除きます。）に出願した者は、他の奈良県立特別支援学校高等部又は奈良県内の公立高等学校へ出願することはできません。
- (3) この要項で定めるもののほか、必要な事項は別に定めます。

# 令和5年度奈良県立特別支援学校（肢体不自由）高等部入学者 選考実施要項

令和5年度奈良県立明日香養護学校（肢体不自由）及び奈良県立奈良養護学校（肢体不自由）高等部第1学年入学者の募集及び選考は、この要項に基づいて実施します。

## 1 応募資格

(1) 障害の程度が学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第22条の3の表「肢体不自由者」の項に規定する程度であって、保護者とともに奈良県内に居住する者又は特別の事情がある者のうち、次のアからウまでのいずれかに該当するもの

ア 特別支援学校中学部、中学校若しくは義務教育学校を卒業した者又は令和5年3月卒業見込みの者

イ 中等教育学校前期課程を修了（以下「卒業」に含めます。）した者又は令和5年3月卒業見込みの者

ウ 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第95条各号のいずれかに該当する者

(2) 各特別支援学校の通学区域は、次のとおりです。

ア 奈良県立明日香養護学校：大和高田市、橿原市、桜井市、五條市、御所市、香芝市、葛城市、宇陀市、磯城郡、宇陀郡、高市郡、北葛城郡（上牧町及び広陵町）及び吉野郡

イ 奈良県立奈良養護学校：奈良市、大和郡山市、天理市、生駒市、山辺郡、生駒郡及び北葛城郡（王寺町及び河合町）

(3) (1)の「特別の事情がある者」とは、次のア又はイのいずれかに該当する者であって、奈良県教育委員会教育長に入学志願許可申請を行い、その承認を受けたもののことをいいます。

ア 出願当時は奈良県外に居住しているが、入学時には奈良県内に居住することが確実にある者

イ その他やむを得ない事情がある者

## 2 募集する学科

普通科

## 3 募集人員

募集人員は「令和5年度奈良県立特別支援学校幼稚部・高等部等入学者募集人員」に定めま

す。

## 4 出願手続

(1) 入学願書受付期間は、次のとおりです。

令和5年2月16日（木）、同月17日（金）、同月20日（月）から同月22日（水）まで、同

月24日（金）及び同月27日（月）の午前9時から午後4時まで

- (2) 志願者は、卒業した学校又は在学している学校の校長を経て、次のア及びイを出願する特別支援学校長に提出してください。

ア 入学願書（別に定める用紙）

イ 調査書（出願する学校で定める用紙）

卒業した学校又は在学している学校の校長が作成してください。

- (3) 出願書類の交付期間は、次のとおりです。

令和5年1月18日（水）から同月20日（金）まで、同年2月14日（火）及び同月15日（水）の午前9時から午後4時まで

（注）出願書類は、出願する学校で交付します。郵送を希望する場合は、返信用封筒（長形3号12.0cm×23.5cmに94円分の切手を貼り、保護者又は本人の宛先を明記したものを）を同封して、請求してください。

- (4) 出願書類の提出先は、次のとおりです。

奈良県立明日香養護学校 〒634-0141 高市郡明日香村大字川原410番地

奈良県立奈良養護学校 〒630-8051 奈良市七条町135番地

- (5) 入学相談

出願を希望する者は、必ず出願する学校の入学相談を受けてください。

## 5 入学者の選考

- (1) 期 日

令和5年3月10日（金） 午前9時から午後4時まで

- (2) 実施内容

ア 発達検査又は学力検査

学力検査は、国語及び数学の2教科の検査です。

イ 面接

- (3) 備 考

実施の詳細は、各特別支援学校長が別に定めます。

## 6 選考結果

令和5年3月16日（木）に、選考の結果を保護者又は本人宛てに発送します。

## 7 そ の 他

- (1) 特別支援学校高等部又は高等学校（高等専門学校及び中等教育学校後期課程を含みます。）に在籍している者は、出願できません。
- (2) 奈良県立特別支援学校高等部（奈良県立高等養護学校は除きます。）に出願した者は、他の奈良県立特別支援学校高等部又は奈良県内の公立高等学校へ出願することはできません。



(3) この要項で定めるもののほか、必要な事項は別に定めます。

# 令和5年度奈良県立特別支援学校（知的障害）高等部入学者 選考実施要項

令和5年度奈良県立奈良東養護学校、奈良県立奈良西養護学校、奈良県立二階堂養護学校、奈良県立西和養護学校及び奈良県立大淀養護学校の高等部第1学年入学者の募集及び選考は、この要項に基づいて実施します。

## 1 応募資格

(1) 障害の程度が学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第22条の3の表「知的障害者」の項に規定する程度であって、保護者とともに奈良県内に居住する者又は特別の事情がある者のうち、次のアからウまでのいずれかに該当するもの

ア 特別支援学校中学部、中学校若しくは義務教育学校を卒業した者又は令和5年3月卒業見込みの者

イ 中等教育学校前期課程を修了（以下「卒業」に含めます。）した者又は令和5年3月卒業見込みの者

ウ 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第95条各号のいずれかに該当する者

(2) 各特別支援学校の通学区域は、次のとおりです。

ア 奈良県立奈良東養護学校：奈良市のうち春日、三笠、若草、都南、田原、興東館柳生、京西、飛鳥、都跡及び月ヶ瀬の各中学校の通学区域並びに大和郡山市

イ 奈良県立奈良西養護学校：奈良市のうち伏見、富雄、登美ヶ丘、平城、平城西、二名、富雄南、富雄第三、登美ヶ丘北及び平城東の各中学校の通学区域並びに生駒市

ウ 奈良県立二階堂養護学校：天理市、桜井市、宇陀市、山辺郡、磯城郡、宇陀郡及び奈良市のうち都祁中学校の通学区域

エ 奈良県立西和養護学校：大和高田市、香芝市、生駒郡及び北葛城郡

オ 奈良県立大淀養護学校：橿原市、五條市、御所市、葛城市、高市郡及び吉野郡

(3) (1)の「特別の事情がある者」とは、次のア又はイのいずれかに該当する者であって、奈良県教育委員会教育長に入学志願許可申請を行い、その承認を受けたもののことをいいます。

ア 出願当時は奈良県外に居住しているが、入学時には奈良県内に居住することが確実である者

イ その他やむを得ない事情がある者

## 2 募集する学科

産業科

## 3 募集人員

募集人員は「令和5年度奈良県立特別支援学校幼稚部・高等部等入学者募集人員」に定めま

す。

#### 4 出 願 手 続

- (1) 入学願書受付期間は、次のとおりです。

令和5年2月3日（金）及び同月6日（月）の午前9時から午後4時まで

- (2) 志願者は、卒業した学校又は在学している学校の校長を経て、次のアからウまでを出願する特別支援学校長に提出してください。

ア 入学願書（別に定める用紙）

イ 調査書（出願する学校で定める用紙）

卒業した学校又は在学している学校の校長が作成してください。

ウ 調査票（出願する学校で定める用紙）

保護者が作成してください。

- (3) 出願書類の交付期間は、次のとおりです。

令和5年1月10日（火）から同月12日（木）まで、同年2月1日（水）、同月2日（木）の午前9時から午後4時まで

（注）出願書類は、出願する学校で交付します。郵送を希望する場合は、返信用封筒（角形2号24.0cm×33.2cmに140円分の切手を貼り、保護者又は本人の宛先を明記したもの）を同封して、出願する学校に請求してください。

- (4) 出願書類の提出先は、次のとおりです。

奈良県立奈良東養護学校 〒630-8053 奈良市七条二丁目670番地

奈良県立奈良西養護学校 〒631-0066 奈良市帝塚山西二丁目1番1号

奈良県立二階堂養護学校 〒632-0086 天理市庵治町358番地1

奈良県立西和養護学校 〒639-0205 北葛城郡上牧町大字下牧1010

奈良県立大淀養護学校 〒638-0821 吉野郡大淀町大字下淵414番地の1

- (5) 入学相談

出願を希望する者は、必ず出願する学校の入学相談を受けてください。

#### 5 入 学 者 の 選 考

- (1) 期 日

令和5年2月17日（金） 午前9時から午後1時まで

- (2) 実施内容

ア 検査（学力及び発達に関すること）

イ 面接

- (3) 備 考

実施の詳細は、各特別支援学校長が別に定めます。

#### 6 選 考 結 果

令和5年2月24日（金）に、選考の結果を保護者又は本人宛てに発送します。

## 7 そ の 他

- (1) 特別支援学校高等部又は高等学校（高等専門学校及び中等教育学校後期課程を含みます。）に在籍している者は、出願できません。
- (2) 奈良県立特別支援学校高等部（奈良県立高等養護学校は除きます。）に出願した者は、他の奈良県立特別支援学校高等部又は奈良県内の公立高等学校へ出願することはできません。
- (3) この要項で定めるもののほか、必要な事項は別に定めます。